2. 事業承継について相談したい

各支援機関と連携し、事業承継に関する様々なご相談に対応します。

支援機関と連携した経営相談

経営者の高齢化と後継者の不在 / 経営資源を引き継ぐ方法 / 事業承継を進める手順

↓

相　談

↓

サポートデスク

↓

北海道事業引継ぎ支援センター
（M&Aによる事業承継の検討 等）

北海道中小企業総合支援センター
（経営相談全般）

↓

中小企業者・小規模事業者

↑

金融と経営の一体的支援

金融機関 ― 連携 ― 北海道信用保証協会 ― 連携 ― 北海道事業引継ぎ支援センター / 北海道中小企業総合支援センター / 中小企業基盤整備機構 北海道本部

北海道信用保証協会では、円滑な事業承継をサポートするため「事業承継サポートデスク」を設置しています。事業承継計画の実施のための資金調達のご相談から、事業承継に係る支援専門家の派遣など、金融と経営の一体的支援により中小企業のみなさまをサポートします。

北海道信用保証協会

〒060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1 https://www.cgc-hokkaido.or.jp

事業承継サポートデスク　TEL 011-241-5605　FAX 011-221-1089

北海道信用保証協会PRキャラクター
オーエンくん　シエンちゃん

札幌商工会議所

北海道事業引継ぎ支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター5階
https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/
TEL 011-222-3111　FAX 011-222-3811

中小機構北海道本部

独立行政法人
中小企業基盤整備機構北海道本部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階
https://www.smrj.go.jp

連携推進課　TEL 011-210-7473　FAX 011-210-7480

公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階
https://www.hsc.or.jp/
TEL 011-232-2001　FAX 011-232-2011

（運営ファンド）北のふるさと事業承継支援ファンド
プッシュ型事業承継支援高度化事業
北海道事業承継ネットワーク事務局

事業承継をサポートします！

事業承継をお考えの中小企業者・小規模事業者を応援します。

金融機関から資金調達したい

事業承継に必要な資金調達をサポート!

事業承継について相談したい

北海道事業引継ぎ支援センター、北海道中小企業総合支援センター、中小企業基盤整備機構 北海道本部と連携し、事業承継をサポート!

北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido
https://www.cgc-hokkaido.or.jp

2020年11月現在

1. 金融機関から資金調達したい　事業承継関連保証制度の概要

制度名	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証	事業承継サポート保証
ケース例	●他の人が持っている当社の株式を、当社で取得したい。	●新たに代表者に就任したので、当社の株式を取得したい。	●事業承継に起因するM&Aに伴い、他社の株式や事業用資産を取得したい。	●現在は従業員であるが、将来的に代表者に就任予定であり、今から当社の株式を取得しておきたい。	●持株会社が他社の株式を取得して子会社化することにより、事業承継を行いたい。
保証対象者	会社または個人事業主	(会社の)代表者個人	会社または個人事業主	事業を営んでいない個人 (代表者ではない個人～役員・従業員等)	会社(持株会社)
主な対象資金	●自社株の取得資金(会社) ●事業用資産の取得資金(会社、個人) ●運転資金(会社、個人)等	●代表を務める会社の株式取得資金等	●他社株式等の取得資金 〈総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る〉 ●他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金	●株式等の取得資金 〈総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限る〉 ●他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金	事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用
保証限度額	●特例無担保保険 8,000万 ●特例普通保険　2億円 ※一般保険と別枠 ●特別小口保険　2,000万円	●特例無担保保険 8,000万 ●特例普通保険　2億円 ※保険特例であるが別枠ではなく、一般保険の限度額に含まれる ●特別小口保険　2,000万円	●特例無担保保険 8,000万 ●特例普通保険　2億円 ※一般保険と別枠 ●特別小口保険　2,000万円	●特例無担保保険 8,000万円 ●特例普通保険　2億円 ※保険特例であるが別枠ではなく、一般保険の限度額に含まれる	●一般無担保保険 8,000万円 ●一般普通保険　2億円
信用保証料率	年0.45%～年2.20% ※特別小口 年0.72%	年0.45%～年2.20% ※特別小口 年0.72% 個人事業主ではない場合 年1.15%	年0.45%～年2.20% ※特別小口 年0.72%	年1.15%	年0.45%～年1.90% 新設持株会社の場合は 年1.15%
保証期間	運転10年、設備15年	運転10年、設備15年(据置1年以内)	運転10年、設備15年(据置1年以内)	運転10年、設備15年(据置1年以内)	設備15年(据置2年以内)
連帯保証人	原則、代表者のみ	原則、 認定中小企業者以外は申受しない	●会社:原則、代表者または他の中小企業者以外は申受しない ※ただし、次の要件を全て満たす者として申込む場合には申受しない ①資産超過 ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内 ③法人・個人の分離がなされている ④返済緩和している借入金がない ●個人事業主:原則、他の中小企業者以外は申受しない	原則、 他の中小企業者以外は申受しない	原則、代表者のみ
主な添付書類	●道知事の認定書(申請書を含む)、認定申請の提出書類の写し *様式第6	同　左	●道知事の認定書(申請書を含む)、認定申請の提出書類の写し ●承継に係る明確な合意があることを証する書面 *様式第6の2	同　左	●事業承継計画書 ●株式評価算定書 (税理士作成が必須) ●持株会社・事業会社の株主名簿 ●持株会社・事業会社の直近決算2期分、会社謄本、定款の写し
認定時の主な要件 ※右記以外にも諸要件があります。	●会社の場合 代表者の死亡や退任に起因すること ※代表者変更登記後の会社謄本が必要 ●個人事業主の場合 他の個人事業主の死亡や事業譲渡に起因すること	●代表者の死亡や退任に起因すること ※代表者変更登記後の会社謄本が必要	資産を譲渡する側の中小企業者において (1)役員や親族の中から後継者の確保が困難であること または (2)健康状態・年齢・その他の事情により、経営を行うことが困難であること	同　左	な　し

※北海道知事の認定に係る申請窓口は、北海道経済部地域経済局 中小企業課となります。(TEL 011-204-5331)

※当協会HP **https://www.cgc-hokkaido.or.jp** に、上記5制度の詳細ならびに経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」、「経営承継借換関連保証」を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。